

令和4年(行ク)第2号 公園機能・景観保全緊急処置請求申立て事件

(基本事件・令和4年(行ウ)第3号 公有地無償貸与取消請求事件)

決 定

三重県鈴鹿市白子本町20-13

5 申立人(基本事件原告) 佐 倉 邁

三重県鈴鹿市寺家一丁目24-25

申立人(基本事件原告) 内 田 信 也

津市広明町13番地

相手方(基本事件被告) 三 重 県

10 同代表者兼処分行政庁 三 重 県 知 事

一 見 勝 之

同代理人弁護士 楠 井 嘉 行

同 西 澤 博

同 赤 木 邦 男

15 同 小 林 明 子

同 田 中 友 康

同 山 田 瞳

同 飯 田 真 也

同 後 藤 哲 史

20 同 岡 浩 喜

同 木 村 那 津 子

同 小 森 宏 秋

同 河 野 壮 登

同 栗 原 雅 斗

25 同 千 島 淳 平

同指定代理人 三 井 利 公

同 古 川 修 太 郎
同 林 幸 喜
同 辻 哲 二
同 嵯 峨 拓 朗

5

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人らの連帯負担とする。

理 由

第1 本件申立て

10

別紙1「公園機能・景観保全緊急処置請求申立書」記載の「1、緊急保全処置請求申し立ての趣旨」のとおり。

第2 事案の概要

1 基本事件

15

基本事件は、鈴鹿市の住民である申立人ら2名を含む3名の原告が、相手方に対し、処分行政庁（三重県知事）の鈴鹿市に対する県営都市公園「鈴鹿青少年の森」における都市公園法5条及び8条による公園施設設置等に係る許可処分の取消しを求める抗告訴訟（行政事件訴訟法3条2項）である。

2 本件申立て

20

本件申立ての趣旨は、上記第1のとおりであるところ、基本事件の提起を前提として申し立てられたこと等の申立書の記載内容からして、後記3の関係法令に照らし、基本事件の訴えの提起に伴う行政事件訴訟法25条2項所定の執行停止の申立てと解するほかない（そうでなければ、法律上の根拠規定が全く存しない不適法な申立てとなる。）。

3 関係法令（行政事件訴訟法）

25

(1) 25条（執行停止）

1項 処分の取消しの訴えの提起は、処分の効力、処分の執行又は手続の

続行を妨げない。

2項 処分の取消しの訴えの提起があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3項 裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

4項 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

5項 第2項の決定は、疎明に基づいてする。

6項 第2項の決定は、口頭弁論を経ないですることができる。ただし、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

7項 第2項の申立てに対する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

8項 第2項の決定に対する即時抗告は、その決定の執行を停止する効力を有しない。

(2) 44条（仮処分の排除）

行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法（平成元年法律第91号）に規定する仮処分をすることができない。

4 当事者の主張

(1) 申立人らの主張

別紙1「公園機能・景観保全緊急処置請求申立書」記載の「2、緊急保全を

求める要因」及び「3、結論」並びに別紙3「相手方意見書（令和4年4月6日）への回答」記載のとおり。

(2) 相手方の主張

別紙2「意見書」記載のとおり。

5 第3 判断

1 行政事件訴訟法25条2項所定の執行停止申立ては、本案の適法な係属を要件とするものと解される。

2 上記本案に当たる基本事件については、本日、訴えを却下するとの判決をしたところである。

10 3 したがって、本件申立てについても、認容する余地がない。

第4 結論

よって、本件申立てを却下し、申立費用の負担については、申立人らが共同で本件申立てをしたこと等の事情により、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条1項ただし書を適用して、主文のとおり決定する。

15 令和4年8月18日

津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 竹 内 浩 史

裁判官 山 口 貴 央

20

裁判官 山 崎 次 矩